

令和元年第3回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	令和元年6月6日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和元年6月6日	午前10時03分	
閉議宣告日時	令和元年6月6日	午前10時17分	
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 山岡正見 税務課長 中村都志子 産業経済課長 吉岡友次 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和元年第3回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

令和元年6月6日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号から報告第6号及び議案第20号から
議案第22号迄 (一括上程)

会 議 に 付 し た 事 件

- 報告第1号 川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第2号 川北町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに
承認を求めることについて
- 報告第3号 平成30年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第4号 平成30年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第20号 令和元年度川北町一般会計補正予算
- 議案第21号 川北町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第5号 川北町土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第6号 一般財団法人川北町余暇健康開発公社の経営状況の報告について

《開 会》

◇議長 苗代 実

只今から、令和元年第3回川北町議会定例会を開会します。

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

《会期の決定》

◇議長 苗代 実

日程第1 会期の決定を議題にします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの8日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 苗代 実

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 井波秀俊君、5番 山村秀俊君、6番 西田時雄君を指名します。

尚、地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 苗代 実

日程第3 報告第1号から報告第6号及び、議案第20号から議案第22号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日、令和元年第3回議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠に有難うございます。

議案の説明に先立ちまして、近況などについてご報告を申し上げたいと思います。

最近では、皆様もご承知のとおり、米中貿易摩擦の深刻化が懸念されており、日本経済の先行きに不透明感が増してきております。

一方、石川労働局によりますと5月31日発表の県内の有効求人倍率につきましては、1.95倍で、前月より0.04ポイント上昇し、高水準が続いており、県内の雇用情勢は、良好な状況であります。

そのような中であって、5月31日に出納閉鎖を致しました「平成30年度の一般会計の決算」について申し上げますと、当初予算に比べ、町税等の一般財源につきましては増加を致し、経費の節減等に努めた結果、当初予定致しておりました財政調整基金からの繰り入れ金360,000千円を80,000千円に抑えて、決算を結ぶことができております。

次に、令和元年度の事業についてありますが、まず「町保健センター空調設備等改修工事」につきましては、現在、設計を終え、工事の入札執行に向けての準備を進めている所であり、7月に「工事請負契約の締結について」を議案とし、ご審議を戴く為の「議会臨時会」の開催をお願いしたいとも考えております。

また、「東部地区工業団地」への企業誘致につきましては、現在、鋭意交渉中であり、出来るだけ早くの完売を目指し、新たな財源の確保と雇用の創出、そして、地域の振興を図り、更には、次なる工業団地の整備へ動き出して参りたいと考えてもおります。

そして、子育て世代等から要望があります、仮称ではありますが、「多目的運動公園」の整備に向けては、現在、基本設計を進めており、詳細はこれからですが、川北町は東西に細長い地形でありますので、町民の皆様が集まりやすい中央部に場所を選定し、子どもから高齢者までが、気軽に遊んだりくつろげる場所にしたいと考えてもおります。

次に「人間ドック」についてですが、公立松任石川中央病院、芳珠記念病院が4月より検査費用の見直しを行いました。

これにより、公立松任石川中央病院が行っておりますPET検査費用については大幅な減額となり、これまで以上に受け易い体制となりました。

また、6月より「公立つるぎ病院」の「日帰りドック」と「脳ドック」が加わる事となり、これまで予約が取りづらかった「日帰りドック」の拡充が図れる

のではないかと考えております。

福祉関係では、これまで実施して参りました不妊症及び不育症治療費並びに乳幼児医療給与金をはじめ、婚活イベント支援事業費助成や出産祝金など、様々な施策も引き続き実施し、今後も結婚・出産・子育てにやさしい町づくりを目指してまいります。

教育関係につきましては、これまで他に先駆け実施して参りました「英語4技能テスト」や「オンラインスピーキングトレーニング」などは、引き続き実施するほか、今年度、中島と橘小学校のプール耐震補強工事を実施する予定であります。今後は、川北小学校のプールも同様の工事を考えており、子ども達が、確かな学力や体力を身に着けることができる、環境づくりに努めて参りたいと考えております。

その他、人口増対策の一つとして、地元主体で宅地化を進めている地区に対して、今後も支援するほか、老朽化が著しい消雪装置をはじめ水道や下水道管の更新など、様々な課題にも取り組み、より健やかな町づくりに更に磨きをかけて参りたいと考えておりますので、今後とも皆様方のご支援とご協力をよろしくお願い致します。

それでは、6月定例会に提案を致しました案件について、その概要をご説明申し上げます。

まず報告第1号「税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

地方税法の一部改正に伴うもので、

3月議会定例会に提出することが出来ませんでしたので専決をし、事務の執行に支障を来たさないよう措置したものであります。

主な内容と致しまして、「軽自動車税」のグリーン化特例の見直しに係る改正などで、平成31年4月1日より施行致しております。

また「個人住民税」では、「ふるさと納税制度」の特例控除に係る改正で、令和元年6月1日より施行致します。

次に、報告第2号「介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

今年の10月からの消費税の引き上げに伴い、低所得者の保険料の軽減を行う改正で、平成31年4月1日から施行致しております。

次に、報告第3号「平成30年度一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

国の第2次補正予算、経済対策に呼応し、3月に補正を致しました「町道等整備工事」のほか、「基幹水利施設予防保全対策事業負担金」そして「橘小学校のプール耐震補強事業」が、年度内に完了致しませんでしたので、この為、地方自治法第213条の規定に基づき、3つの事業の合計額129,800千円を繰越明許費とし、同法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので報告を致します。

次に、報告第4号「繰越計算書の報告について」ですが、今ほどご説明致しま

した事業を繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令146条第2項の規定により、5月20日に繰越計算書を作成致しましたので、同項の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号「土地開発公社の経営状況」及び、報告第6号「余暇健康開発公社の経営状況の報告について」であります。それぞれの公社における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

次に、議案第20号「令和元年度一般会計補正予算について」であります。

今回の補正額は140,500千円で、予算の累計額は、3,750,500千円となります。

内容について申し上げますと、まず総務費では、「プレミアム付き商品券」の販売に係る費用に8,356千円と「移住支援金支給事業」に係る費用に1,000千円、そして「マイナンバー制度関連システム」の改修費用に掛かる負担金と致しまして、3,591千円を補正致します。

民生費では、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費に3,410千円を補正致します。

消防費では、消防団の現場での円滑な連絡体制を図るため、トランシーバーを購入する費用と指定避難所となっている小中学校にWi-Fi環境を整備するための費用に合わせて20,306千円を補正し、教育費では中島小学校のプール耐震補強工事に係る費用に

103,837千円を補正致します。

続きまして、議案第21号「税条例の一部を改正する条例について」であります。

地方税法の改正に伴うもので、主な内容といたしましては、「軽自動車税」では、今年の10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用軽自動車について課税される税金を1%軽減する改正で、10月1日から施行致します。

「個人住民税」では、子どもの貧困に対応するため、条件に見合う「ひとり親」の方を個人住民税の非課税措置対象に追加する改正であります。

最後になりますが、議案第22号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」であります。

内容につきましては、保険税の資産割を段階的に縮減し、最終的には廃止する方針に基づき、税率の改正を行うほか、国保加入所帯の所得が基準額以下の場合、5割軽減、2割軽減の所得基準等を見直し、低所得者の税軽減措置を拡充するとともに、併せて、課税限度額の見直しを図るもので、いずれも令和元年度以降の年度分の保険税に適用致します。

以上が、6月議会定例会に提案致しました、議案の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒慎重にご審議を頂きまして、適切なるご決議を賜ります様、お願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 苗代 実

これから、只今、上程されております報告第1号から報告第4号及び、議案第20号から議案第22号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております報告第1号から報告第4号及び、議案第20号から議案第22号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第4号及び、議案第20号から議案第22号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《閉 議》

◇議長 苗代 実

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、明6月7日から6月12日までを休会とし、6月13日午前10時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時17分)

